**指導参考事例③**

**テーマ　：　「危険ドラッグ」って法律違反にならないの！？**

１．目標

◎「危険ドラッグ」とは何かを知る。

◎「危険ドラッグ」の危険性を正しく理解する。

○薬物、特に「危険ドラッグ」を絶対に乱用しないよう、実際に誘われた場合にどう断るか、自分の考えをもつ。

２．ねらい

　　１）「危険ドラッグ」とは何かを正しく理解する。

　　　　①「危険ドラッグ」には、既に法律で規制されている覚醒剤や大麻の成分の一部分だけを変えた成分が含まれている。覚醒剤や大麻は、取締法において構造式で定義されるため、一部分だけでも変えられると取締法が適用されなくなる。しかし、覚醒剤や麻薬と同等の作用をもつ薬物である。

　　　　　　　　⇒ 幻覚、幻聴、妄想、錯乱、嘔吐、意識障害　等の健康被害をもたらす恐れ

②それどころか、一部分を変えたことにより、より毒性の強い薬物になっている場合もあり、逆に全く成分が入っていない場合もあり得る。

全く得体の知れない薬物である。　⇒　それを自分の体に入れますか？

実際に店頭で販売されていた「危険ドラッグ」の例　（府警HPより）



植物片状のもの　　　　　　　　　　　　　　　　液状（リキッド状）のもの

２）実際に「危険ドラッグ」による多くの健康被害の事例が報道されていることを知る。

　　 大阪府では、府と府警が連携した取締りにより、平成２７年３月末に路面販売店を撲滅して以来、路面販売店は確認されていないが、インターネット等において引き続き販売されている。

①大阪ミナミ暴走事故

　　　 　201２年、大阪ミナミの繁華街で、女性２人が暴走車にはねられ負傷した事故。

「ハーブ（危険ドラッグ）を吸いながら運転した」と供述。

②愛知暴走事故

　　２０１２年、危険ドラッグを吸引した男が車を運転し、高校生をはねて死亡させた事故。

③池袋暴走事故

　　　　 ２０１４年、東京都西池袋の歩道で乗用車が暴走し、多数の死傷者が出た事故で、「池袋周辺で買ったハーブ（危険ドラッグ）を運転前に車中で吸い、途中から全く記憶がない」と供述。

３）「危険ドラッグ」が犯罪となることもある。

　　　　 「危険ドラッグ」の成分は覚醒剤や大麻の成分の一部が変えられているため、取締法は適用されない。しかし、別の法律（医薬品医療機器等法）で指定された成分や、府知事により指定された成分である場合、所持・使用・購入するだけで犯罪となる。

４）実際に誘われた場合の「断り方」をひとつでも多く考える。課題を自分事ととらえて自　身で考え、他者の意見を聞いて自分の考えを深める。

●「仲間外れにされるかも」「仲の良い友達だから断りづらい」と思うかもしれないが、心身に悪影響を及ぼすものを勧める人は、本当の仲間でも友達でもないことを理解する。

●「はっきり、きっぱり」断ると相手が諦める可能性が高くなる。

●言葉で断れない場合、少しでも早くその場から立ち去ることが重要。

５）薬物乱用は１回でもダメ。１回の過ちで、自分の夢や希望をつかめなく恐れがあることを理解する。

３．進行表（１時間版）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 活動 | ○：指導上の留意点　△：教員の作業・準備 |
| ４分  16分（２０分）  ５分  （2５分）  ５分  （３０分）  15分  （4５分）  ５分  （50分） | ①本時の目標を確認する。  ②スライド　【全体講義形式】  　　薬物の基礎的な知識を得る。  ③課題１　【グループワーク】  「危険ドラッグ」の特徴についてグループで話し合い、ワークシートに記入する。  ④課題２　【グループワーク】  「危険ドラッグ」を乱用した場合の影響についてグループで話し合い、ワークシートに記入する。  ⑤課題３　【グループワーク】  事例１）、事例２）を活用し、実際に誘われた場合の断り方についてグループで話し合う。  各グループに発表してもらい、断り方を共有する。  ⑥まとめ + 課題３　【個人学習】  事例１）、事例２）について、自分なりの考え、断り方を書き出す。 | ○目標を提示し、学習内容を確認させる。  △ワークシート・スライド資料の配付。  ○薬物・薬物乱用に関する基礎的な内容を理解させる。  △スライドの提示・操作。  ○「危険ドラッグ」とは何か、どんな特徴があるかを話し合わせ、記憶の定着につなげる。  ○乱用した場合の様々な作用・影響について話し合い、考えさせる。　話合いが進まない場合は、「身体的」「精神的」「社会的」な影響を考えるよう促す。  ○実際に誘われた場合の断り方をひとつでも多く考えさせる。  ○意見交流を図りながら、他グループの考えを共有し、様々な断り方を知る。  ○本時のまとめとして、目標を再度確認し、「危険ドラッグ」をはじめとする薬物の乱用は１回でもダメと理解させた上で、自分なりの考えを書き出させる。  △ワークシートの回収。 |

進行表　（２時間版の１時間目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 活動 | ○：指導上の留意点　△：教員の作業・準備 |
| 10分  32分  （４２分）  ８分  （5０分） | ①本時の目標を確認する。  ②スライド　【全体講義形式】  薬物、特に「危険ドラッグ」に関する基礎的な知識を得る。  ③本事例の「ねらい」について説明する。 | ○目標を提示し、学習内容を確認させる。  △ワークシート・スライド資料の配付。  ○薬物全般、特に「危険ドラッグ」に関する基礎的な知識を理解させる。  △スライドの提示・操作。  ○「危険ドラッグ」とはなにか、「危険ドラッグ」のなにが恐ろしいのか、どんな事件が過去にあったのか等の正しい知識を理解させる。 |

進行表　（２時間版の２時間目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 活動 | ○：指導上の留意点　△：教員の作業・準備 |
| 10分  10分  （２０分） | ④課題１　【グループワーク】  ・「危険ドラッグ」の影響について、自分の意見をワークシートに書き出す。  ・グループで話し合い、ワークシートにグループの意見を書き出す。  ・いくつかのグループに発表してもらう。  ⑤課題２　【グループワーク】  ・「危険ドラッグ」を乱用した場合の影響について自分の意見をワークシートに書き出す。  ・グループで話し合い、ワークシートにグループの意見を書き出す。  ・いくつかのグループに発表してもらう。 | ○「危険ドラッグ」とは何か、どんな特徴があるかを話し合わせ、記憶の定着につなげる。  △話合いが進まない場合は、再度関連するスライドを提示する。  ○乱用した場合の様々な作用・影響について話し合い、考えさせる。　話し合いが進まない場合は、「身体的」「精神的」「社会的」な影響を考えるよう促す。 |
| 20分  （４０分）  10分  （５０分） | ⑥課題３　【グループワーク】  ・事例１）の実際に誘われた時の断り方について、自分で考え、ワークシートに書き出す。  ・グループで話し合い、ワークシートにグループの断り方を書き出す。  ・事例２）についても同様。  ・いくつかのグループに断り方を発表してもらう。  ⑦まとめ | ○実際に誘われた場合の断り方をひとつでも多く自分事として考えさせた後、様々な断り方を共有する。  ○意見交流を図りながら、他グループの考えを共有し、様々な断り方を知る。  ○本時のまとめとして、「目標」を再度確認し、「危険ドラッグ」をはじめとする薬物の乱用は１回でもダメと理解させる。  ○正しい知識をもった上で、強い意志をもって断ることを確認する。  △ワークシートの回収。 |